

令和2年第1回定例会

令和2年2月12日（水曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 経過等の報告事項について
- 日程5 長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程9 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10 令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程11 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程12 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程13 長崎県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について
- 日程14 議会運営委員の選任について

-----  
本日の会議に付した事件

議事日程に同じ  
-----

出席議員（25名）

2番	永安文男君	3番	横山弘藏君
4番	今井泰照君	5番	村井達己君
6番	吉永秀俊君	7番	山脇博君
8番	安部都君	9番	中村哲康君
10番	大山真一君	11番	戸浦善彦君
12番	木口利光君	13番	植村圭司君
14番	初村久藏君	16番	山本芳久君
17番	古閑森秀幸君	18番	坂口慎一君
19番	北島守幸君	20番	松井大助君
21番	宮島武雄君	22番	山下廣大君
23番	松尾俊哉君	24番	林広文君
25番	山崎猛君	26番	池田章子君
27番	佐藤正洋君		

欠席議員（2名）

1番	坪井泰助君	15番	椎山賢治君
----	-------	-----	-------

説明のために出席した者

広域連合長	田上富久君	副広域連合長	一瀬政太君
事務局長	赤崎敏博君	企画監兼次長	白倉弘和君
総務課長	切間賢生君	事業課長	鋤寄雅浩君
保険管理課長	三ヶ島恵利子君		

事務局職員出席者

書記	中丸真由君
----	-------

＝開会 午後1時00分＝

**○議長（佐藤正洋君）**

皆さん、こんにちは。

本日は、ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、出席議員は定足数に達しております。

これより、令和2年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、3番 横山弘藏議員及び20番 松井大助議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっております。

連合長。

【田上富久君 登壇】

**○連合長（田上富久君）**

皆さん、こんにちは。

本日は、広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

私から開会に当たりまして、三つほどお話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、国の動向についてです。先月20日、総理の施政方針演説におきまして、年齢では

なく、能力に応じた負担へと見直しを進め、75歳以上であっても一定以上の所得がある方には、窓口での2割負担を新たにお願いすることを検討するという発言がありました。

このことについては、政府が設置した「全世代型社会保障検討会議」の中間報告の中で、団塊の世代が75歳以上となり始める2022年度初めまでに改革を実施できるよう、必要な措置を講じるとされております。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会では「後期高齢者の窓口負担の在り方」については、慎重かつ十分な議論を重ねるよう、昨年11月に、要望書を提出したところでございます。

長崎県広域連合としましても、制度の健全な運営と持続可能な制度維持を図りつつ、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう全国協議会等を通じて、意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、令和2年度の保険料率改定の件についてでございます。

令和2年度は、保険料率の改定の年に当たります。保険料率は法によって2年ごとに見直しを行うものとなっており、今回は令和2年度と3年度の料率を決定する年に当たります。

健全で安定した運営に努めてきたところですが、一人当たりの医療費の増加などの要因もあり、令和元年度の剰余金や財政調整基金などを活用することで、可能な限り上昇の抑制を図ったものの、一定の引き上げをお願いせざるを得ない状況にあります。

このことにつきましては、被保険者の皆様に丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

最後三点目に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について」です。これにつきましては、来年度から取り組むこととなっております。運動、口腔、口の中の健康ですね、栄養、社会参加などの観点を踏まえまして、高齢者一人一人に対し、フレイルなど心身の多様な課題に対応した、きめ細かな保健事業を行うため、広域連合が市町に委託し、各市町において、それぞれの地域に応じた事業を展開していただくよう考えているところです。

それぞれの皆さんの市町も、そういった形でお願いをさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は「第3次広域計画」や「令和元年度補正予算」「令和2年度当初予算」「条例改正等」の議案を提案することといたしております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い致しまして、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

皆様、よろしく願いいたします。

【田上富久君 降壇】

## ○議長（佐藤正洋君）

次に、日程4「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長。

## ○総務課長（切間賢生君）

ご手元にお配りいたしております、ピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項」についてご説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の冊子の1ページをお開きください。

前回開催の定例会、令和元年8月21日以降における広域連合の主要な事項について経過等の報告をいたします。

### 1、国の医療制度改革の動向について

令和元年12月20日に令和2年度予算案が閣議決定され、一般会計総額が、社会保障関係費の増加等を背景に過去最大となる中、医療機関に支払う診療報酬については「診療報酬」がプラス改定、「薬価等」はマイナス改定となりました。

また、負担の公平を図る観点から、保険料の軽減特例措置について見直しが行われておりますが、令和2年度も引き続き見直しは実施されます。

次に、政府が開催する「全世代型社会保障検討会議」の中間報告では、後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要があるとされ、一定所得以上の方は、医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討するとされています。

遅くとも、団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする令和4年度初めまでに改革を実施できるよう、最終報告について、令和2年夏までに成案を得て、必要な法制上の措置を講じるとされています。

### 2、国に対する要望について

令和元年11月14日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度が安定した社会保障制度の運営を行うため、国による積極的な対応及び実現を求める8項目の提案を行い、その要望書を加藤厚生労働大臣に提出いたしました。

なお要望書については、参考として4ページから8ページに掲載しております。

続きまして、2ページでございます。

### 3、懇話会について

令和元年12月17日に、令和元年度第2回懇話会を開催いたしました。

この懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、関係者から広く意見を求めるため設置されているものです。

会議では、「令和2・3年度の保険料率（案）」、「第3次広域計画の策定」及び「第2期データヘルス計画の評価」について説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。

主な意見は記載のとおりです。また、次の3ページには懇話会委員名簿を記載しております。

「経過等の報告事項」は以上でございます。

### ○議長（佐藤正洋君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いします。

次に、日程5「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

### ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」ご説明いたします。

白い表紙の議案書は1ページから10ページまで、緑色の表紙の説明資料は1ページから9ページまで、それから本日お配りしております、A3版の追加資料が1枚でございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料2ページをお開きください。

1、広域計画でございますが、広域計画は、地方自治法により作成が義務づけられている計画であり、広域連合と関係市町が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について基本的な指針を定めたものでございます。

2、これまでの経緯でございますが、第1次広域計画は平成19年に、第2次広域計画は平成23年に策定しており、計画期間は「制度が廃止されるまで」としてあります。

3、高齢者の医療の確保に関する法律の改正でございますが、法改正によりまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項が新たに設けられ、広域計画に市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないとされました。

そこで、3ページの4、第3次広域計画でございますが、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項を加えた広域計画を策定するものでございます。

5、広域計画の趣旨以降は広域計画の本文を抜粋したもので、第2次広域計画策定後の状況の変化に伴う課題に対応するため、第3次広域計画を策定するとしております。

6、広域計画の項目は、広域連合規約第5条で定めている項目を記載しております。

4ページをお開きください。

7、現状でございます。

(1) 被保険者数は、制度発足当初の平成20年には約18万人でしたが、直近では21万人を超えるまでに増加しております。その次の表は1年ごとの推計数でございます。令和2年度は75歳到達の方が終戦前後の昭和20年生まれという影響で、令和3年度にかけて一時的に被保険者数が若干減少することとなります。しかし令和4年以降は、いわゆる団塊の世代が75歳到達となるため増加に転じるものと推計しております。

(2) 人口の項目は、5年ごとのグラフでございます。

棒グラフであらわす長崎県の総人口が次第に減少する中で、75歳以上の人口は今後も伸びが続き、折れ線グラフであらわした75歳以上の割合は25%を超えるものになると見込んでおります。

5ページをごらんください。

(3) 健康寿命ですが、長崎県は平成22年に比べ、男女ともに延伸傾向にあるものの、全国平均を下回っている状況でございます。

(4) 一人当たり医療費は、全国でも3番目に高い状況であります。このことにつきまして、本日配付しております追加資料でご説明いたします。

A3の追加資料のほうをごらんください。

長崎県の後期高齢者医療についてまとめております。

まず、1、長崎県の医療費概況ですが、制度当初から総医療費は年々増加し、被保険者一人当たり医療費は約110万円と全国で3番目に高い状況です。

2、市町別の一人当たり医療費ですが、この9年間で長崎県全体で8.12%伸びており、全国平均の伸びを上回っています。

3、診療種別の状況ですが、円グラフのとおり医療費全体の55.8%を入院医療費が占めており、全国順位も4位となっております。横棒のグラフのとおり入院医療費は、全国平均と比べ約14万円以上高くなっており、このことが全体の医療費に影響を与えています。

100人あたりの入院受診率は全国3位、入院1件当たり日数は全国8位となっており、全国平均を上回っている状況です。

また、疾病別にみると、全疾病に対する主な疾病の構成比では、精神疾患にかかる入院日数、入院費用ともに全国より高くなっています。

こうした入院頻度の高さや入院期間の長期化が入院医療費増の要因となっております。

4、医療供給体制ですが、人口10万人に対する常勤医師数は208.3人と多く、人口10万人に対

する病院の病床数も全国4位と非常に充実しています。特に精神病床は全国1位と非常に多くなっております。

5、原爆被爆者医療の状況ですが、他の県にはない長崎県の特徴として原爆被爆者医療がありますが、医療費の比較のグラフのとおり被保険者のうち原爆手帳所持者の医療費はその他の者の約1.35倍高くなっています。市町別の状況を表にまとめていますが、被保険者のうち原爆手帳による受診者の割合は全体で14.9%となっています。市町別では、長崎市、長与町、時津町が35%を超え、高い割合となっており、医療費が高い要因の一つとなっていると考えております。

また、原爆手帳所持者の数については、今後急速に減少していくものと推計しております。

6、後期高齢者医療制度における財源ですが、国、県、市町の負担金、現役世代からの支援金である支払基金交付金のほか、国から調整交付金の交付があり、残りを保険料で賄っています。

この調整交付金の内訳を記載していますが、本広域連合は被爆者にかかる医療費が多額であることから特別調整交付金が約60億円交付されています。このことが特別な収入となり長崎県全体の医療費としては全国的には高い水準にあるものの、保険料水準は全国で中程度に抑えることができています。

なお、この交付金は徐々に減額となり、将来的にはなくなっていくものでございます。被爆者医療の影響がないと仮定しますと、現在の医療費水準が下がらない限り、均等割額、所得割率ともに大幅に高くなることが想定されるところでございます。

このため、医療費適正化の取り組みが今後ますます重要になってくると考えており、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、市町との連携をさらに密にし、力を合わせて取り組んでいかなければならないと考えているところです。

追加資料の説明は以上でございます。

緑色の説明資料にお戻りいただきたいと思っております。5ページでございます。

(5) 保険料収納率でございますが、全体として99%を超える収納率であり、少しずつ上昇しているところです。

8、課題でございます。健全な財政運営、保険料収納率のさらなる向上、医療費適正化の推進、保健事業への一層の取り組みが求められることを上げております。

6ページをお開きください。

9、基本方針でございますが、先ほどの課題を踏まえ、(1)健全な財政運営、(2)事務処理の効率化、(3)医療費の適正化、(4)健康づくりの推進、(5)広報活動の充実、(6)個人情報適正管理の6項目を掲げ、制度の運営を行っていくこととしております。

7ページでございますが、10、広域連合及び市町が行う事務は、資格管理、医療給付、保険料



の賦課・徴収、保健事業、その他の5項目に区分し、それぞれの事務をわかりやすく記載したところがございます。

この中で、保健事業の項目に新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項を加えております。

次に、11、第3次広域計画の期間及び改定でございますが、令和6年度までの5年間の計画期間としており、必要に応じて改定することとしております。

次に8ページをお開きください。

新たに加えました「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項」の内容をイメージとしてあらわしています。

図をごらんいただきますと、真ん中に〈市・町〉と書かれたところがあり、その中に、現状は制度の違いなどから、後期高齢者医療担当課、介護保険担当課、健康づくり・国民健康保険担当課、地域包括支援センター、とマルで囲んでいる4つの部署があります。

この4つの部署がともに連携をして一体的に保健事業・介護予防を行うため、基本的な方針を定め、保健師などの医療専門職等が中心となって事業の企画・調整を行います。そして日常生活圏域において、支援が必要な高齢者に個別の訪問指導などを行うとともに、地域の通いの場に積極的に参画して健康相談などを行っていただくことで、地域の高齢者の健康づくりを進めていこうとするものでございます。

そして広域連合としては、事業に必要な財源を確保し、さまざまな形で市町を支援するとともに、長崎県・国保連合会・医師会等の3師会及び医療機関とも連携し、調整を図りながらこの取り組みを進めていこうとするものでございます。

9ページには参考として広域連合規約の抜粋を記載しております。

議案第1号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします

## ○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しいただきたいと思っております。

ございませんか。

8番、安部議員。

## ○8番（安部都君）

それでは質問をいたします。追加資料のほうでお願いいたします。

長崎県は、全国的に比べまして入院構成比そして入院費、非常に高くなっておりますけれども、これはどういった要因が具体的にあるのか、それから原爆被爆者の方たちの、その関係がその所にあるのかどうなのかということですね。

それからもう一点は、後期高齢者の方たちの重複受診、そして過剰投与などがそのあたりに関係がないのかどうなのか、そのあたりどのようなのかお願いいたします。

**○議長（佐藤正洋君）**

保険管理課長。

**○保険管理課長（三ヶ島恵利子君）**

ただ今のご質問がございました、医療費につきましてですけれども、長崎県の医療費が高い要因に、先ほども申し上げましたとおり、原爆の医療費が高いことが原因と、あと医療を受ける環境が十分に整っているというところで高くなっているというふうに分析いたしております。

**○議長（佐藤正洋君）**

事業課長。

**○事業課長（鋤寄雅浩君）**

はい、重複受診と過剰投与の件でございますけれども、こちらについての分析というものは、しっかり行ってはいないところでございますが、広域連合におきましては重複受診等の事業を訪問指導事業として実施をいたしてございまして、適正受診や適正服薬を促すような形で専門業者に対して委託をしまして、訪問指導のほうを実施をいたしてございます。

その効果については、医療費適正化につながるような効果が数値であらわれてるところでございます。

**○議長（佐藤正洋君）**

ほかにはありませんか。

22番、山下議員。

**○22番（山下廣大君）**

山下です。私も追加資料なんですけれども、5番の原爆被爆者医療の状況ということですが、

先ほどのお話の中で60億ほどの補助、助成をいただいでる中で、それが数年後、将来に向けて枯渇するというような話なんですけれども、具体的に何年後ぐらいを目途にその部分がなくなっていくのでしょうか。

**○議長（佐藤正洋君）**

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

今、被爆者に関する特別調整交付金の質問でございました。今です、ね原爆被爆者の推計をこちらのほうで出しております。令和元年度で今、3万3,000人ほどですが、令和の22年度ぐらいでも1,300人ほどという今の推定が出ておりますので、その前にはこの交付金、交付金自体が実は医療費の割合がある一定以上割合がある場合に交付されるというものでございますので、一定程度被爆者の方が減っていくとゼロになっていきますので、それよりも早く特別調整交付金がなくなっていくものというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（佐藤正洋君）**

ほかにございませんか。

23番、松尾議員。

**○23番（松尾俊哉君）**

先ほど、安部議員がお聞きになられたところの関連なんですけど、先ほどご解答いただいた中で、医療機関が充実しているので医療費が多いような話をされたと思うんですけど、私の感覚だと医療機関が充実していると、医療費は減っていくような気がするんですけど、どういうことなのかをちょっとご説明いただけたらと思います。

**○議長（佐藤正洋君）**

保険管理課長。

**○保険管理課長（三ヶ島恵利子君）**

すみません、ちょっと説明が不足していたと思うのですが、医療機関のうちに先ほども申しましたように、病床数が多いということと、精神の病床数が多いということで、精神疾

患の方は入院が長引く可能性がございまして、入院費というのが医療費の中では相当高いですので、そこが長引くことによって医療費を押し上げる要因の一つとなっているというふうに考えております。

**○議長（佐藤正洋君）**

23番、松尾議員。

**○23番（松尾俊哉君）**

ありがとうございました。ということは、精神疾患に関する医療機関の数が多いというふうに捉えてよろしいですか。

**○議長（佐藤正洋君）**

保険管理課長。

**○保険管理課長（三ヶ島恵利子君）**

それが要因の一つだというふうに考えております。

**○議長（佐藤正洋君）**

ほかにございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって「議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第1号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程6「議案第2号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白い表紙の議案書は11ページから17ページまで、緑色の表紙の説明資料は11ページから23ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料12ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与等を定める必要があるのと、任期付職員の期末勤勉手当について定めたいのと、関係条文を整理する必要があるため、本広域連合の関係条例を改正しようとするものでございます。

主な内容の欄に記載しておりますが、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例など5つの条例を改正して、会計年度任用職員の導入に伴い、給料、勤務時間、休暇などの整備を行うとともに、任期付職員に期末勤勉手当を支給するための規定を整備するものでございます。

13ページをごらんください。制度移行イメージ図でございます。

法改正により、現在の嘱託員、臨時職員が会計年度任用職員制度へ移行し、第1号のパートタイムと第2号のフルタイムの二つの類型に分けられ、臨時的任用職員については、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化をされることとなりました。

14ページをお開きください。現在、本広域連合では一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員として、5名を任用しておりますが、本広域連合においては原則としてパートタイム会計年度任用職員として任用することとしております。

制度の概要を表に記載しておりますが、報酬と給料と呼び方は違いますがこれは法律の規定によるもので、同様のものがございます。期末手当は常勤職員と同様の支給となります。また休暇については国に準じて有給と無給の休暇が付与されます。

なお、条例の新旧対照表を15ページから23ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第2号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（佐藤正洋君）**

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ございませんか。

なければ、これをもって「議案第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ありませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第2号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第3号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

### ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白い表紙の議案書は19ページから22ページまで、緑色の表紙の説明資料は25ページから27ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料26ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、地方自治法の一部改正により、所要の整備をしようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄に記載のとおり、法律の条項ずれが生じたことから、所要の措置を講じるものでございます。

なお、条例の新旧対照表を27ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第3号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

### ○議長（佐藤正洋君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しください。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

### ○議長（佐藤正洋君）

なければ、これをもって「議案第3号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ありませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第3号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第4号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました、議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白い表紙の議案書は23ページから26ページまで、緑色の表紙の説明資料は29ページから65ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の30ページをお開きください。

今回の改正は、趣旨の欄に記載のとおり、令和2年度及び令和3年度の保険料率の決定、令和2年度以後の保険料賦課限度額の見直し、保険料の均等割軽減判定に用いる額の改定、について必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、今回の改正の柱であります、令和2年度及び令和3年度の保険料率について説明いたします。説明資料の37ページをお開きください。資料37ページでございます。1、保険料率算定に係る法律に今回の関係法令を記載しています。

この後期高齢者医療制度の保険料率は、予想される費用の額や収入の額に照らし、2年の特定期間ごとに見直すこととされております。

2、現行保険料率は均等割4万5,800円、所得割8.67%でございます。

3、次期特定期間保険料率の試算結果でございますが、今回は、均等割4万7,200円、所得割8.98%と均等割・所得割ともに引きあげるものでございます。

理由としましては、医療給付費が増加する見込みであること、また、高齢者負担率の変更に



よる支払基金交付金などの減や特別調整交付金の減などの影響があり、一定の引き上げは避けられないものと考えております。

次に、38ページをごらんください。ここには、保険料率試算に用いました費用額の項目を記載しています。

4、保険料率試算に用いた費用額の(1)医療給付費等総額でございますが、まず、被保険者数については、各市町の住民基本台帳をもとに、年齢到達による新規被保険者と、過去の死亡や転入転出状況等を勘案して、令和2年度を21万7,813人、令和3年度は21万7,212人と推計しています。

次に一人当たり給付費ですが、※印に記載のとおり、診療報酬が改定となりました。

この改定後の診療報酬をもとに、一人当たり給付費を、令和2年度が101万9円、令和3年度が102万842円と推計いたしました。

この一人当たり給付費に被保険者数をかけて全体の医療給付費を算出しています。令和2年度が2,199億9,311万8,248円、令和3年度が2,217億3,916万210円となります。

(2)から(6)までは、記載のとおりそれぞれ必要額を算定しておりますが、このうち(2)の財政安定化基金拠出金についてですが、今回は、基金の残額等を勘案し、拠出金を0円としています。

次に、39ページの5、保険料率試算に用いた収入額ですが、(1)国庫負担金から(7)国庫補助金までは、それぞれの算定省令等に基づいて算定したものです。この中で(1)国庫負担金と(5)の後期高齢者交付金に記載の高齢者負担率については、年々高齢者が増え若者が減ってきていることから、徐々に負担率が上がっており、今回は11.41%に上昇しています。

(8)繰越金、(9)財政調整基金、(10)県財政安定化基金交付金は、これらを財源として保険料率の上昇を抑制するためのもので、繰越金を23億円、財政調整基金を3億円、県財政安定化基金交付金を13億円と見込んでおります。

その他、詳細な算出基礎につきましては、50ページから64ページまでに掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、40ページの保険料率算定表をごらんください。

ただいま説明いたしました費用、収入についてそれぞれ数値を当てはめたものでございます。表の右から2列目の合計欄で具体的にご説明します。一番上の費用の表の合計欄、4,454億7,441万3,381円から2番目の収入の表の合計欄、4,109億174万1,626円を差し引いたものが、3番目の表の保険料収納必要額にあります、345億7,267万1,755円となり、被保険者の皆様にご負担していただく保険料の必要額となります。

この必要額に予定保険料収納率を、99.3%として割り戻したものが、賦課総額の、348億1,638

万6,461円となり、これを2年で割った、174億819万3,230円が単年度分の賦課総額となります。

これをその下に記載している応能応益割合41：59に応じて所得割賦課総額と均等割賦課総額に振り分けたものが下の表でございます。

左側の表が、所得割率の算定をしたもので、所得割賦課総額、71億3,735万9,224円となり、限度超過額を調整した後の所得割率が8.98%となります。また、右側の表が均等割額を算定したもので、均等割賦課総額、102億7,083万4,006円で、被保険者数、21万7,513人として算定しますと、均等割が4万7,219.403円となります。

以上の算定結果から、1番下の表に記載のとおり、令和2年度、令和3年度の保険料率については、均等割額は4万7,200円、所得割率は8.98%といたしたところでございます。

この表の被保険者1人当たり軽減後の保険料額ですが、令和2年度、令和3年度が5万9,040円と令和元年度と比べ、4,411円高くなっています。これは、保険料の軽減特例の見直しと保険料賦課限度額の引き上げによることの影響も含まれているものです。

なお41ページは、被保険者数や医療費総額等の推移を、42ページから47ページまでは、各市町別の被保険者数、医療費総額等を掲載していますので後ほどご参照ください。

次に48ページをごらんください。今回の条例改正において保険料軽減判定所得の改定と保険料の賦課限度額の見直しを行っておりますが、その内容をイメージ化したものです。

下の表に均等割の軽減の対象者の所得要件を記載していますが、今回は、5割軽減、2割軽減の所得要件が変更されます。所得要件のうち被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減については28万円から28万5,000円に、2割軽減については、51万円から52万円に、それぞれ改正されます。

これは、物価の上昇により、これまで軽減対象だった方が外れるのを防ぐために対象枠を拡充したものです。これを上のグラフの下段、均等割の部分にあらわしています。

また、保険料の賦課限度額がこれまで62万円でしたが、令和2年度から64万円に引き上げられます。

次に、49ページですが、本日正誤表を配付いたしておりますが、中ほどの表の項目部分の左から4列目の「令和元年度一人あたり医療給付費」となっている部分は「令和2年度」の誤りでございますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

このページの上のグラフは、市町別の医療給付費に対する保険料額の割合を棒グラフにしたものです。黒いほうが保険料軽減前で、薄い網掛けが軽減後です。軽減後保険料でみると県平均が5.85%となっています。実際に負担する軽減後の保険料の医療費に対する割合の高い方を左から並べたものです。

次に資料は少し飛びますが65ページをごらんください。

これは、九州各県の令和2・3年度保険料率試算の状況ですが、本年1月に国へ報告されたものを集計したものです。

長崎県は、均等割額・所得割率、ともに九州で低いほうから2番目の料率となる見込みです。九州では、均等割では4県が引き上げ、3県が据え置き、1県が引き下げ、所得割では5県が引きあげ、2県が据え置き、1県が引き下げとなる見込みです。

それでは、説明資料の30ページにお戻りください。

主な内容の欄により条例改正の概要についてご説明いたします。

まず1点目は、ただいまご説明いたしましたとおり、令和2年度、3年度の保険料率については、所得割率が8.98%、均等割額は4万7,200円といたしております。

次に2点目は、政令改正に伴い、令和2年度以後の保険料を算定するときの賦課限度額を64万円に引き上げるものでございます。

また、均等割軽減判定に用いる額を5割軽減、2割軽減についてそれぞれ記載のとおり改定し、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。

なお、条例の新旧対照表を32ページから34ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第4号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。

それでは、議案に対する質疑を行います。

質疑の際は、質疑箇所のページをお示しくください。

質疑ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

#### ○議長（佐藤正洋君）

なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第4号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第5号及び議案第6号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました、議案第5号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第6号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず、白い表紙の定例会議案書29ページをお開きください。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ750万円を増額補正し、歳入歳出予算を2億3,499万4,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、30ページ31ページに記載のとおりでございます。

次に、45ページをお開きください。

特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ74億1,593万円を増額補正し、歳入歳出予算を2,333億3,745万6,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、46ページ47ページに記載のとおりでございます。

補正の主な項目について、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。緑色の表紙の説明資料の68ページから71ページまでが見積総括表でございますが、本日は補正予算概要図によりご説明をいたします。

この緑色の説明資料の72ページ、73ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、平成30年度の決算剰余金の整理と特別高額医療費共同事業拠

出金などの増額を行うものでございます。

上の図が一般会計でございます。

平成30年度の決算剰余金750万円を7款繰越金として歳入に受け入れ、一般管理費の職員手当と監査委員旅費の不足見込み額207万9,000円を増額し、542万1,000円を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成30年度の決算剰余金87億5,930万4,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。

この繰越金の中には、国、県、支払基金及び市町に対しての、精算返還を要する、45億7,042万3,000円が含まれております。このうち、支払基金と市町への精算返還は令和元年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行います。国の精算返還は、73ページに矢印が伸びていまして、歳出8款諸支出金として、32億2,704万9,000円を予算計上し返還することとなります。

また、歳出補正財源として550万円を確保し、不足が見込まれる4款特別高額医療費共同事業拠出金と8款諸支出金に充てることといたしています。

また、繰越金のうち歳出補正財源と要精算額を除いた純剰余額、41億8,338万1,000円は、事務費相当分8,326万6,000円と、保険給付費相当分、41億11万5,000円であり、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

74ページには、療養給付費負担金の市町ごとの負担金の内訳を掲載しています。

議案第5号及び議案第6号の説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

質疑ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

## ○議長（佐藤正洋君）

なければ、これをもって「議案第5号及び議案第6号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

まず、議案第5号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第5号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第6号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程10「議案第7号及び議案第8号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

## ○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました、議案第7号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び議案第8号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第7号、一般会計予算についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書61ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ、2億3,600万2,000円とするものでございます。また、第2条に記載のとおり、一時借入金の限度額は500万円といたしております。

歳入歳出の詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の説明資料の76ページ、77ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度に比べ、1,376万4,000円増の2億3,057万円を計上いたしております。

これは、広域連合の人件費、事務費等に対する共通経費負担金でございます。

6款2項1目の財政調整基金繰入金542万1,000円につきましては、先ほど可決いただきました、議案第5号の補正予算に基づき、積み立てた金額を取り崩すものでございます。

以上、歳入総額は、前年度に比べ850万8,000円増の2億3,600万2,000円でございます。

次に、歳出でございますが、78ページ、79ページをごらんください。

1款議会費は、296万5,000円で、定例会等に伴う報酬、旅費等を計上いたしており、本年度は新たに議員研修の開催を予定しております。

2款総務費は、2億3,069万9,000円を計上しております。

主なものは、1項1目の一般管理費で、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等、一旦、派遣元で支給いただいた給与・手当等について、のちに広域連合が負担する人件費負担金、事務室の借上料、事務機器等にかかる経費などでございます。

80ページ及び81ページをお開きください。

そのほか、2目運営委員会費、3目幹事会費、2項1目選挙管理委員会費、3項1目監査委員費に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は前年度に比べ850万8,000円増の2億3,600万2,000円でございます。

以上が令和2年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第8号特別会計予算について、ご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書87ページをお開きください。

特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、2,226億9,552万円とするものでございます。また、第

2条に記載のとおり、一時借入金限度額は50億円といたしております。

93ページをお開きください。

歳入の総括表を記載しております。一番下の歳入合計は、前年度に比べ、32億2,600万6,000円の減、率にして1.4%の減でございます。

94ページ、95ページをお開きください。

歳出合計につきましても、歳入と同額を計上いたしております。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料の84ページ、85ページをお開きください。

これは特別会計の歳入歳出予算を円グラフであらわしたものです。

上の歳入のグラフですが、支払基金交付金が39.61%を占めています。これは、国民健康保険や協会けんぽ等、現役世代が加入している医療保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源とし、広域連合に交付される、いわゆる現役世代からの負担金でございます。

続いて国庫支出金が35.04%、県支出金が8.35%、市町支出金が15.8%となっています。また、市町支出金のうち保険料負担金は、制度の趣旨から言いますと約10%となりますが、保険料軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には5.69%となっています。

下の歳出のグラフをごらんください。

歳出総額のうち99.14%を保険給付費が占めています。

85ページは、各財源の流れをまとめた表となっておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明をいたします。

86ページ、87ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は、2億9,888万7,000円でございます。これは、保険給付に係る事務費について各市町に負担いただくものでございます。

2目保険料等負担金は、171億3,309万7,000円でございます。前年度に比べ7億8,267万3,000円の増となっておりますが、これは保険料率の改定と保険料軽減特例の見直しによるものでございます。

3目療養給付費負担金は、177億4,340万7,000円で、これは、保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1となっております。

次に、88ページ、89ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は、532億3,022万1,000円で、これは、国の定率負担分で、負担割合は、対象額の12分の3となっております。

2目高額医療費負担金は、8億4,881万7,000円で、レセプト1件あたり80万円を超える医療



費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について、4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金は、237億4,696万9,000円で、広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的として交付されるものです。このうち、右のページ説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が、171億4,108万6,000円、特別な場合に交付される特別調整交付金が、66億588万3,000円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、3,017万9,000円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減措置を実施するために交付されるもので、軽減特例の見直しにより前年度に比べ4億2,897万7,000円の減の1億7,676万円でございます。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は、特別高額医療費共同事業拠出金に対する国庫補助で、1,040万9,000円でございます。

次に、90ページ、91ページをお開きください。

3款県支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は、177億4,340万7,000円で、これは、保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合でございます。

2目高額医療費負担金は、国と同額の、8億4,881万7,000円でございます。

4款支払基金交付金は、882億491万4,000円で、これは国保、健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に、92ページ、93ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金は5,462万5,000円で、広域連合の財政リスク緩和のための交付金で、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7款繰入金でございますが、2項1目財政調整基金繰入金は、8,326万6,000円でございます。

8款繰越金23億円でございますが、令和元年度決算剰余金の見込み額を計上しています。

10款諸収入ですが、主なものは、3項4目第三者納付金2億3,873万円でございます。

以上、歳入総額は、2,226億9,552万円でございます。

次に、94ページ、95ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、4億5,994万6,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、1項1目一般管理費が、2億6,784万6,000円で、共同電算処理手数料や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、標準システム運用に係る経費などでございます。

次に、96ページ、97ページをお開きください。

2項医療費適正化事業費は、1億9,210万円を計上しております。

その内訳は、1目レセプト点検事業費5,538万9,000円、2目訪問指導事業費は1,119万9,000円で、重複・頻回等受診者の訪問指導に係る経費でございます。

3目普及啓発事業費は4,565万4,000円で、この中で保険料率改定や保険料軽減特例見直しについて、被保険者全員にダイレクトメールでの周知広報を行うこととしております。

4目懇話会費は51万3,000円でございます。

98ページ、99ページでございますが、5目医療費通知事業費は6,473万2,000円で、医療費通知や後発医薬品使用促進に係る経費でございます。

6目第三者行為求償事業費は1,461万3,000円でございます。

次に、2款保険給付費は、2,207億7,012万7,000円を計上しております。対前年比39億2,494万7,000円の減、率にして1.75%の減でございます。

内訳の主なものとしましては、1項1目療養給付費2,111億3,681万4,000円で、これは、右の説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療給付費でございます。

以下、2目訪問看護療養費8億2,202万7,000円、4目移送費566万4,000円。

100ページ、101ページでございますが、5目審査支払手数料5億1,300万5,000円を計上いたしております。

2項高額療養諸費は、80億2,861万6,000円、3項その他医療給付費は葬祭費で、2億6,400万円でございます。

102ページ、103ページをお開きください。

次に、4款特別高額医療費共同事業拠出金は、5,474万9,000円で、内容は説明欄のとおりでございます。

5款保健事業費は、6億5,043万4,000円を計上しております。

1項1目健康診査費は、3億4,289万2,000円で、その主なものは、各市町への健康診査業務委託料でございます。

104ページ、105ページをお開きください。

2目その他健康保持増進費は、3億754万2,000円で、主なものですが、説明欄2のお口いきいき健康支援口腔ケア事業は、口の中の健康チェックを行うもので通院型と訪問型を合わせて2,100人を見込んでいます。

3、はり、きゅう施術費助成事業は、1件当たり700円の助成を行うものです。

4、糖尿病性腎臓病重症化予防事業は、訪問による栄養指導などを市町に委託して行うものです。

5、多量服薬訪問相談事業は、薬剤師による服薬の訪問相談などを行うものです。

7、食事支援フレイル予防事業は低栄養防止のために栄養指導などを行うものです。

106ページ、107ページでございますが、9、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業は、議案第1号の広域計画の中でご説明いたしました「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にかかるもので、事業実施にかかる市町への委託料など1億5,926万9,000円を計上いたしております。

次に6款基金積立金は、3,400万円で4年後に予定しています、次期標準システム機器更改のための積立金でございます。

8款諸支出金は、2,573万2,000円を計上いたしております。

108ページ、109ページでございますが、9款予備費は、7億52万9,000円を計上いたしております。

以上、歳出総額は、2,226億9,552万円でございます。

以上が、令和2年度特別会計予算でございます。

なお、110ページから118ページまでに、参考資料を添付いたしております。

110ページから113ページまでは、一般会計及び特別会計の事務費負担金について、市町別に記載しております。

114ページ、115ページには、保険料等負担金について、116ページ、117ページには、療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しております。

また、118ページには、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第7号及び議案第8号の説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。

議案に対する質疑を行います。

質疑の際は、質疑箇所のページをお示しいただきたいと思っております。

24番、林議員。

## ○24番（林広文君）

長崎市の林です。

緑色の79ページですけれども、一般会計の方ですが、特別会計にも同じ経費があるので、わかりやすいのでこちらで聞きたいんですけども、条例でもありました、会計年度任用職員の件

ですが、今後ですね、これは今日は後期高齢ですけども、ほかの自治体でもですね、2月議会、3月議会での関係年度任用職員の条例や予算についてですね、審議をされると思いますので、今日はこの後期高齢がありましたのでちょっと聞きたいんですけども、会計年度任用職員のその制度が新しくなったときに、待遇として期末手当等がですね、今後はきちんと手当される、そしてまた通勤手当等もきちっと手当されるというふうに聞いてるんですが、いわゆる全体の待遇ですね、報道等によりますと期末手当、ボーナス等は増えた分、月額給料を減らして総額は会計年度任用職員になっても変わらないんだというような報道がなされております。果たしてこの会計年度任用職員になったときにですね、この後期高齢の職員の方いらっしゃるんですけども、どのような待遇になっていくかですね、期末手当は増えたけども、その分月額の報酬が減れば、あまり意味がないのでそこはどういうふうな考え方で、整理をされておるのか。これが1点です。

もう1点はですね、セキュリティの関係です。膨大なシステムをこの後期高齢の中で使っていると。特別会計の中でもですね、システムの運用の保守等ありますけども、昨年、神奈川県でパソコンかサーバーかわかりませんが、ハードディスクがですね流出をして、これがですね競売にかけられてですね、流出するという事件がありました。当然、後期高齢の中でもですね、システムを使っていますので、保存期間を過ぎたデータですね、この最終の処分というのをきちっとしないといけないと思うんですが、神奈川県のような事例が起こる可能性ないのか、そのハードディスクの最終の処分をどうされてるか、この予算の中に入っているのかどうかですね、そこを教えてください。2点です。

### ○議長（佐藤正洋君）

総務課長。

### ○総務課長（切間賢生君）

それでは、1点目の会計年度職員のほうからお話いたします。

私どもの広域連合のほうでは、現在月額賃金として出しておりますけれども、令和2年度から会計年度任用職員として移行する際には、月額報酬のほう地域手当相当分を含めた形でお出ししますので、月額の手当としてはむしろ上昇するという形で考えておまして、もう一つ、議員ご指摘のとおり期末手当のほうは、これはプラスアルファに入ってくるという形でございますので、年収でいたしますと30万円程度増えるのではという形で想定をしているところでございます。

次に、セキュリティの関係でございます。私どものほうでもご指摘のように、ハードディス

ク等は、やはり耐用年数が超えたものというのですね、処分というような形で業者のほうに委託というか依頼して、させてるんですけども、昨年度、機器更改いたしまして、今年度に廃棄処分もした物があるんですけども、それにつきましては業者のほうに廃棄をさせており、写真等で、きちんとハードディスクが廃棄されているかというのを確認して行っているところでございます。他県のほうでも今回のこのような事例がございますので、私どものほうでもそういうことを、念頭に置きながら今後も対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（佐藤正洋君）**

24番、林議員。

**○24番（林広文君）**

会計年度については、わかりました。

後、ハードディスクについてはですね、写真等で確認されているということなんですけれども、最終的には目視をしてですね、立ち会った上で処分をするというのが今後必要になってくるのかなと思います。そういったところを含めてですね、セキュリティですねシステム、この項ではないと思うんですけど、いろんなサイバー犯罪というのが起こっておりますし、そういうものも高めていただきたいし、そのハードディスク等についてもですね、漏れがないようにですね、今後強化をしていただきたいと思います。これは要望です。

**○議長（佐藤正洋君）**

ほかにございせんか。

18番、坂口議員。

**○18番（坂口慎一君）**

18番坂口でございます。

私も同じく、緑の資料79ページ、歳出の2款1項1目12節になるんですかね、委託費の中で、財務書類等作成支援業務委託料についてですが、これは基礎自治体ですね、地方公会計制度において、連結財務書類を作成する上で、作成されるものだと思いますけれども、これは現在作られた財務諸表はですね各構成市町にどのような形で提供されているのか、伺いたいと思います。

**○議長（佐藤正洋君）**

総務課長。

**○総務課長（切間賢生君）**

この経費はご指摘のとおり、地方公会計に基づく財務書類として私どものほうから各21市町のほうに提供させていただいております。

これは、今年で言いますと1月にデータのほうで各市町の財政部門のほうに送付させていただいて、提供したところでございます。

以上です。

**○議長（佐藤正洋君）**

18番、坂口議員。

**○18番（坂口慎一君）**

提供の仕方なんですけれども、恐らく基礎自治体の方ですね、経費負担割合で案分してそれぞれの連結をされると思うんですけれども、実際の負担金とですね負担割合で案分した数字にずれが出たりとかして、これを純資産変動計算書で調整するとかですね、そういった手間がかかってるんじゃないかと思えますし、そういう統一された処理の仕方があるのかないかちよっと存じ上げませんけれども、そうした事態にならないようにですね、こちらの広域連合のほうで、案分した一覧なんかを提供していただければ、各構成市町のほうで業務の効率化になるんじゃないかなと思いましたので、そういったところまで委託料のほうで見ていただければなと思えますがいかがでしょうか。

**○議長（佐藤正洋君）**

総務課長。

**○総務課長（切間賢生君）**

はい、おっしゃる通り、統一的な基準で策定してきておりますけれども、各市町のほうに案分してという形での委託というのを念頭に置きながら、また令和2年度も行ってまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（佐藤正洋君）**

ほかにございませつか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって「議案第7号及び議案第8号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

まず、議案第7号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

ありませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第7号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和2年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算」に対する討論に入ります。

ありませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第8号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第8号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程11「議案第9号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました議案第9号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、ご説明いたします。

白い表紙の議案書は121ページから125ページまで、緑色の表紙の説明資料は119ページから123ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料120ページをお開きください。

趣旨及び主な内容の欄に記載のとおり、長崎縣市町村総合事務組合の構成団体である長崎市が令和2年4月30日をもって脱退することに伴い、組織する団体を変更し、総合事務組合の規約を変更する必要がありますが、この変更にあたっては、構成団体の議会の議決が必要ですので、提案したものでございます。

なお、規約の新旧対照表を121ページから123ページまでに掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第9号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（佐藤正洋君）**

それでは、議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**



なければ、これをもって「議案第9号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第9号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第9号」を、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程12「報告第1号」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長（赤崎敏博君）**

ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明いたします。

白い表紙の議案書は127ページから131ページまで、緑色の表紙の説明資料は125ページから129ページまででございます。

白い表紙の定例会議案の129ページをお開きください。

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部改正が行われたことから、条例を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

その内容でございますが、緑色の表紙の説明資料126ページをお開きください。

今回の改正は、地方公務員法の改正により、条項ずれが生じたため、所要の整備を行ったものでございます。

なお、条例の新旧対照表を127ページから129ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

報告第1号の説明は、以上でございます。

**○議長（佐藤正洋君）**

それでは、報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって「報告第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論・採決を行います。

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」に対する討論に入ります。

ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「報告第1号」を、承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって「報告第1号」は、承認することに決定いたしました。

次に、日程13「議員提出議案第1号」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第36条第3項の規定により、提出者の説明を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

ご異議ございませんので、採決いたします。

議員提出議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって、「議員提出議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程14「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、1名の委員が広域連合議会の議員を辞職したことにより、欠員が生じているため、選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、雲仙市の大山真一議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、大山真一議員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

**○議長（佐藤正洋君）**

ご異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は、全部終了しました。

これにて閉会します。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

＝閉会 午後2時25分＝

上記のとおり会議録を調整し署名する。

議長                    佐藤 正洋

署名議員                横山 弘藏

署名議員                松井 大助